

山梨県興行生活衛生同業組合  
映画館における感染拡大予防ガイドライン

山梨県興行生活衛生同業組合の組合員各施設管理者は本ガイドラインを遵守し、施設に勤務する従業員に対して周知徹底させることに努めるものとする

**【3密の回避】**

① <「密閉」の回避>

- ・換気設備を営業中は常に稼働させるとともに清掃、整備等の維持管理を適切に行う（換気設備は山梨県興行場法施行細則により施設全体で床面積1㎡あたり毎時75㎡の換気能力を有する換気設備を有し、定員100%の収容を行ったとしても、1人あたり毎時30㎡の必要換気量は確保できている）
- ・座席定員の50%を超え100%までの観客を入れる場合は場内の二酸化炭素の濃度を計測し、営業中に1,000PPMを超えることが無い様換気を行うよう監視をする。なお常時場内空気を計測して二酸化炭素濃度が基準を上回らないように、換気設備を適切に自動で発停し調節することができる設備（GEM2等）を設置している施設この限りではない
- ・幕間には扉を開放して換気を行う

② <施設の混雑の緩和「密集」の回避>

- ・作品幕間は入退場と清掃が十分に行えるよう時間に余裕を持たせる
- ・入退場時は混雑しないよう、できるだけ2mを目安に（最低1m）の間隔を空けた整列（列ごとの退場など）を促す等の工夫を行う。

③ <人と人との距離の確保「密接」の回避>

- ・十分な座席の間隔の確保（前後左右を空けた50%の席配置）を行い、異なるグループ（同一グループは5人以内）間では横の座席を1席空ける、もしくは同等の効果を有する措置等に努める
- ・上記制限を緩和し座席定員の50%を超え100%までの観客を入れる場合は、飛沫感染を防止するため、発声が見込まれる場面（休憩中のスクリーン内等）でマスクを外して喫食させないように周知し、場内に人員を配置するなどして必要に応じて注意を促すなどの措置を取る

- この場合、喫食の時間を少なくするために、売店において販売する菓子類は長時間喫食防止のため小さいサイズ（Sサイズ等）での販売を行うものとする
- ・ 入退場時、トイレ、休憩所など行列や混雑が想定される場所では、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔を空けた整列を促す等の工夫を行う
  - ・ 対面するチケットカウンター等には透明ビニールシートやアクリル板を設けるなどの対策を講ずる
  - ・ ロビースペースの椅子等には適切な席の間隔を取れるように措置を講ずる

### 【その他の感染防止対策】

#### ④ マスク着用の徹底

- ・ 従業員はマスクを業務中常時着用する
- ・ 来場者に対し場内でのマスクの着用を徹底し、マスクを持参していない来場者に対してマスクの配布または販売により、マスク着用を担保する
- ・ 館内を見回りした際にマスク未着用の来場者を確認した場合、状況に応じて注意を行い、マスクの着用を促すものとする
- ・ 劇場入口等では、来場者に対し常時マスク着用、咳エチケット、手洗いや手指の消毒徹底する掲示や呼びかけを行う
- ・ 来場者に対し、場内でマスクの不着用、大声等での会話などがあった場合は個別に注意し、是正を求める

#### ⑤ 手洗い・手指の消毒

- ・ 従業員は始業時、人の接触が多い場所に触れた後、トイレ使用後や休憩等で館外から戻った後など定期的に手洗いもしくはアルコール製剤での除菌処理を徹底する
- ・ 飲食施設利用者に対して手洗いや手指消毒を行ってからの入場を周知する
- ・ 映画館の入口に、手指消毒用の消毒液を設置し、来場者に利用を促すとともに、消毒液は定期的な補充・交換を行う

#### ⑥ 体調チェック

- ・ 従業員は勤務前に自宅で検温を行い、発熱や鼻閉・咽頭痛ほか体調不良の症状がある場合には自宅待機とし、入社後就業前にも検温を行った上、発熱や体調不良の諸症状が見られた場合は就業を取りやめる

- ・来場者には鑑賞中体調が悪くなった場合、従業員に申し出るよう周知する

#### ⑦ トイレの衛生管理

- ・不特定多数が接触する場所は入替のタイミング等定期的に清掃・消毒を行う
- ・便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する
- ・ハンドドライヤー、共用のタオルの使用を禁止する
- ・手洗い場に液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、定期的な交換・補充を行う

#### ⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- ・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするジョブローテーションを行い、対面での飲食や会話を回避するよう促す
- ・常時換気を行う

#### ⑨ 喫煙スペース

- ・喫煙スペースを設置する場合、原則屋外の開放された場所にするとともに、一度に利用する人数を制限し、利用状況によっては使用を禁止とする

#### ⑩ 清掃・消毒

- ・入場客の入れ替えのタイミングなど定期的にドアノブや手すり、座席のひじ掛け、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、券売機や自販機等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を徹底する
- ・消毒液は、アルコール製剤や次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いる
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する
- ・ゴミはビニール袋など密閉できるものを用い廃棄する

#### ⑪ 来館者の感染防止策

- ・マスクの着用の徹底、定期的な手洗いや手指消毒を推奨する
- ・以下に該当する来場者に対しては、入場の取りやめを要請する  
なお、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じるものとする

- ①来館者全員に施設入口において非接触型温度計を使用した検温を行い、平熱を超える発熱がある場合
- ②咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ③新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合
- ④同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合
- ⑤過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある場合
- ⑥マスクの着用に協力いただけない場合

## ⑫周知・広報

- ・スクリーンを活用して上映するなど、来場者に対するソーシャルディスタンス等の感染予防対策や接触確認アプリ（COCOA）の活用の周知・広報を行う
- ・来館の前後における交通機関・飲食店等の分散利用を、ホームページなどを利用して呼びかける
- ・COCOAを稼働可能状態に保つため、COCOA利用者には上映中はスマートフォン（携帯電話→フューチャーフォン＝ガラケーを除く）はOFFにするのではなく、マナーモードに設定する旨を周知するように努める。
- ・施設管理者は本ガイドラインに従った取組を行う旨施設のホームページ等に公表するものとする

## 【イベント等における注意点】

### ⑬登壇を伴う舞台挨拶など

- ・公演主催者及び来場者に対して、出演者と観客の間の距離を、なるべく2m確保するよう要請する。
- ・出演者と相対する座席最前列の使用及び立ち入りを禁止にする、出演者のマスク着用の徹底や、出演者から飛沫が拡散しないための適宜の対応（発声部分を中心に透明の蔽物を設ける等）を行うなど、飛沫感染対策を行う
- ・主催者は観客に対し、販売時の案内及びイベント開始前に、声援が起こった際にはイベントを中止する旨を伝え、場内における会話、大声による発声を控えるように促す
- ・リハーサルや仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じ、出演者に症状が見られる場合は出演を控えるよう促す

- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない

#### ⑭中継付き上映・ライブビューイング

- ・施設管理者は入場客に対し、販売時の案内及びイベント開始前に、声援が起こった際にはイベントを中止する旨を伝え、場内における会話、大声による発声を控えるように促す

#### ⑭応援上映

- ・大声での声援・歓声が想定される場合は、十分な座席の間隔の確保（前後左右を空けた50%の席配置）を行ったうえで実施する

### **【その他の留意すべき事項】**

#### ⑮チェックリストの作成・確認

- ・ガイドラインの遵守状況を確認するため、施設ごとに従業員にチェックリストを作成させ、当該チェックリストによる毎日の確認について、報告させる

#### ⑯所轄保健所との連携

- ・感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える

#### ⑰利用者の連絡先の確認など

- ・来場者の連絡先をできる限り把握するため、事前予約が可能な映画館は、予約方法の周知に努める
- ・接触確認アプリ（COCOA）や地域通知サービスの活用を利用客に推奨する

#### ⑱国の業種別ガイドラインの遵守

- ・当ガイドラインの遵守はもちろんのこと、全国興行生活衛生同業組合（全興連）の作成したガイドライン記載の各条項にある感染対策も併せて遵守するものとする

以上

2020年5月21日

改訂 2020年6月18日

改訂 2020年10月15日

改訂 2020年12月8日